

安城市監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資

団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年11月25日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 野場 慶徳

1 監査の種類

出資団体監査

2 監査の対象

(1) 対象施設

社会福祉法人安城市こども未来事業団

(2) 所管課

子育て健康部保育課

(3) 対象団体

社会福祉法人安城市こども未来事業団

3 監査の期間

令和4年8月9日から令和4年10月28日まで

4 監査事項

令和3年度の事業に係る出納その他の事務

5 監査の方法

全国都市監査委員会において策定した都市監査基準に準拠し、出資に係る出納その他の事務及び当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令等に則り適正かつ正確に執行されているか、また、所管課が、団体に対して適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し団体関係者及び所管課職員から説明を聴取した。

6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

団体関係	所管課関係
出資目的に合った事業運営が行われないリスク	
(ア) 定款及び経理規程等諸規程は、整備されているか。 (イ) 設立目的に沿った事業運営が行われているか。 (ウ) 決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。 (エ) 経営成績及び財政状態は、良好か。 (オ) 会計処理及び財産管理は、適正か。	(ア) 株式又は出資による権利は、財産台帳に登録され、決算書類は適正に表示されているか。 (イ) 出資者として権利行使は、適正に行われているか。 (ウ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

7 監査の結果

監査を実施した範囲において、おおむね適正に処理されていると認められた。